

掲示板

INFORMATION

お知らせ

市税などの納付は便利な口座振替のご利用を

口座振替が利用できるのは①固定資産税②市・県民税(公的年金・給与からの天引き分を除く)③軽自動車税種別割(同一名義分は全て対象)④国民健康保険料⑤後期高齢者医療保険料⑥市営住宅使用料⑦水道料金など—です。

●**預貯金通帳とその印鑑**、令和6年度分の納税(納入)通知書を持って、振替を希望する口座のある取扱金融機関(通知書に記載)の窓口で手続きをしてください※水道料金は水道使用水量・料金等のお知らせ票など、お客様番号の分かるものがが必要です。

●**①②③納税課**(☎621-5079 FAX621-5081)、**④⑤保険年金課**(☎621-5384 FAX655-9286)、**⑥住宅課**(☎621-5286 FAX621-5273)、**⑦上下水道局お客さまセンター**(☎623-1187 FAX602-7508)

市・県民税(普通徴収)がQRコードで納付可能に

6月から、市・県民税(普通徴収)の地方税統一QRコードを利用した納付が可能になります。納付書裏面に記載された金融機関に加え、地方税統一QRコードに対応した全国の金融機関でも納付ができるようになりますので、ぜひご活用ください。

詳細は市HPをご確認いただくか、お問い合わせください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

●**納税課**(☎621-5079 FAX621-5081)

ブロック塀などの耐震化を支援

一般道路に面し、大地震で倒壊するおそれがあるブロック塀などの撤去費用やフェンスなどへの改修費用を補助します。



●**補助金額**▶撤去のみ=撤去費用の3分の2か基準額(1㎡につき5,000円)のいずれか少ない額(上限10万円)▶改修=フェンスなどを設置する費用の3分の2に上記撤去補助額を加算した額(上限20万円)

詳細はお問い合わせください。

●**建築指導課**(☎621-5272 FAX621-5273)

住吉万代園瀬橋線(南昭和第二工区)説明会

交通渋滞の解消を図るため、都市計画道路の整備を進めています。4月9日付けで県から認可された、住吉万代園瀬橋線(南昭和第二工区)の事業について、南昭和町四・五丁目にお住まいの人を対象に、事業計画の説明会を行います。

●5月30日(木)19:00~

●**場**昭和コミュニティセンター

◆事業概要

●**事業地**南昭和町四丁目67番1~南昭和町五丁目101番地先、南

昭和町四丁目66番1~南昭和町四丁目68番4

●**施行期間**4月9日~令和13年3月31日まで

●**問**道路建設課(☎621-5331 FAX655-4999)

未就園児へ市立幼稚園を開放

子育て支援の一環として、就学前の子どもとその保護者を対象に市立幼稚園を開放しています。お気軽にご利用ください。



詳細は、各市立幼稚園へお問い合わせください。



●**子ども保育課**(☎621-5193 FAX621-5036)

家庭ごみの出し方について

家庭から出るごみの分け方、出し方については、徳島市のごみ出しルールを守ってください。



出し方などは市HPをご確認ください。



●**環境政策課**(☎621-5202 FAX621-5210)

Jアラート全国一斉情報伝達試験を実施

●5月22日(水)11:00~

●**情報伝達手段**▶同報無線設備▶NET119緊急通報システム▶徳島市防災ラジオ▶ケーブルテレビ徳島(122ch)▶国府町CATV(112ch)▶エフエムびざん

実際の災害と間違えないように

ご注意ください。

●**問**消防局通信指令課(☎656-1190 FAX656-1202)

山地災害防止キャンペーン

5月20日(月)~6月30日(日)まで、林野庁や徳島県東部農林水産局と共に、山地災害危険地区の周知やパトロール、山地災害に備える活動を行います。

山地災害が発生した場合や、森林に異変を感じたら、速やかに連絡をお願いします。

●**問**農林水産課(☎621-5245 FAX621-5196)、徳島県東部農林水産局(☎626-8592)

農用地区域の変更申し出を受付

●**対**次のいずれかに該当する場合

▶農家の住宅用地や分家住宅用地・沿道サービス業の開設用地など、やむを得ない事情で、農用地区域の農地(青地)を同区域から除外したい▶農用地区域から除外されている農地(白地)を将来にわたり農用地区域に編入したい

●**申**6月3日(月)~28日(金)に登記簿の全部事項証明書・位置図・事業計画書・現況写真などを持って、市役所3階農林水産課へ

●**問**農林水産課(☎621-5246 FAX621-5196)

徳島市戦没者追悼式の開催

戦没者の霊を慰め、平和への思いを新たにします。関係者はご出席ください。

●5月23日(木)13:30~15:00(受け付けは12:45~)

●**場**あわぎんホール

令和6年度個人市・県民税の定額減税

令和6年度個人市・県民税は、本人、控除対象配偶者および扶養親族1人につき1万円減税します。※いずれも国内居住者に限る。

●**対**令和6年度の個人市・県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者

なお、減税は所得割から行われるため、所得割が課税されない人は対象外です。住民税が均等割のみの方は例年どおり6月に一括徴収します。

◆特別徴収の場合(定額減税前の市・県民税の年税額が5万円の単身者)

	6月	7月	8月	3月	4月	5月
例年	徴収あり			徴収あり		
定額減税	徴収なし	徴収あり		徴収あり		

●徴収例

納税額	納税額	納税額	納税額	納税額	納税額
0円	4,000円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円
6月	7月	8月	3月	4月	5月

◆普通徴収の場合

第1期分(令和6年6月末納期限)の税額から減税し、減税しきれない額は第2期分以降の税額から順次減税します。

◆年金特別徴収の場合

令和6年10月の年金支払い分の徴収税額から減税し、減税しきれない額は12月年金支払い分以降の税額から減税します。

詳細は市HPをご確認いただくか、お問い合わせください。

●**問**市民税課(☎621-5063 FAX621-5456)



低所得者給付金(子ども加算分)

本市の「低所得者給付金(住民税均等割のみ課税世帯)」を受けた世帯の中で、18歳以下の児童がいる世帯に加算給付として、対象児童1人当たり5万円を給付します。

●**給付対象**給付対象世帯の世帯員である18歳以下の子ども
※次のいずれかに該当する世帯は対象外です。

▶世帯主が18歳以下の児童本人となる単身世帯

▶既に他の市区町村で本給付金と同様の給付金を受給した世帯

●**申**対象世帯には5月23日(木)から順次、「通知書」を送付します。振込先に変更がある人は、届出書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入の上、徳島市低所得者支援給付金担当(〒770-8571 幸町2-5)へ提出をお願いします。

変更がない人は手続き不要です。6月中旬から順次支給します。

※市役所1階国際親善コーナーに相談窓口を設置しています。

詳しくは、市HPをご確認いただくか、お問い合わせください。



●**問**徳島市低所得者支援給付金コールセンター(☎602-1263 9:00~17:00※土・日・祝日を除く)